

生命（いのち）のにぎわいとつながりを未来へ
「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」への提言

平成19年10月15日

ちば生物多様性県民会議

はじめに

ちば生物多様性県民会議が発足して約5ヶ月。ようやく『(仮称)生物多様性ちば県戦略への提言「生命(いのち)のにぎわいとつながりを未来へ』』が完成した。

しかしながら、本音を言うと、まだまだ書ききれなかったことがあるような気がしてならない。確かに、県民の意見・提案をとりまとめる作業時間としては、5ヶ月という期間は決して十分な時間とはいえない。しかし、この県民会議を推し進めてきた戦略グループ会議を重ねていく中で、昨年秋のタウンミーティングがしっかりとした足場となったこと、並行して戦略の骨格・全体像を描き出してきた専門委員会があったこと、そして、それらの成果を踏まえて今回の取り組みの作業へとつなげていけたことは非常に幸運であった。

この提言書の作成に当たっては、今回の県民会議の参加者の「(仮称)生物多様性ちば県戦略」への期待、それに向けての提言に込められた「多様な思い」、「思いの重さ」を伝えることに配慮したつもりである。そのため、敢えて、厳密な整理・調整は行わずに、多くの提案を記載するようにした。堂本知事をはじめ千葉県職員の方々には、ここに載っている参加者の「思い」を是非とも汲み取っていただきたいと願っている。

生物多様性の保全・再生・利用についての取り組み、国家戦略の改訂に並行しての地域戦略の策定は、全国的にも新しい千葉県の試みである。現在は生物多様性という言葉さえも一般には浸透しておらず、その一つ一つの取り組みの是非については専門家や関係者の間でも意見がわかる問題も多い。県民会議においても、第3回の会議で「コンセンサスづくり」の作業を行ったが、提言の中には、必ずしもコンセンサスが形成されていないものも含まれている。しかし、これこそが県民の多様性と考えられるし、生物多様性に限らず、文化の多様性、地域の多様性、人間の多様性など、多様性という言葉の中に新しい互いに認め合う社会の可能性を感じることができる。こうした参加者の「多様な思い」、「思いの重さ」を感じ取って、「(仮称)生物多様性ちば県戦略」に反映させていただければ幸いである。

生物多様性についての取り組みは、この提言書の作成を含めてスタート段階であり、乗り越えなければならない問題がいくつも出てくることが予想されるが、その度にこの提言書(原点)に立ち戻り、互いに知恵を絞りみんなで加筆・修正ができたと思っている。

最後に、県民会議に参加いただいた方々に御礼とお願いを一言書き添えたいと思う。

先ずは、この提言書をとりまとめができたのは、熱心な参加者と関係者の行動のたまものである。心より皆さんに感謝したい。

そして、県民会議の活動は、ここで終わりではない。生物多様性の保全・再生・利用についての本格的な取り組みにむけて、それらを県民にPRし、県民・NPOと事業者や行政とをつなぎ、また、千葉県の生物多様性戦略に基づく取り組みの評価も今後の役割と考えている。今後の参加・協力を改めてお願いしたい。

ちば生物多様性県民会議 役員一同

目 次

1. ちば生物多様性県民会議の設立趣旨とこれまでの経緯……………	1
2. 戦略グループ会議で検討された課題の整理……………	2
3. 戦略の4つの柱……………	4
4. 提言内容……………	6
5. 提言書作成の経緯……………	20
戦略グループ会議一覧……………	22
資料：タウンミーティング報告書の意見……………	25

1. ちば生物多様性県民会議の設立趣旨とこれまでの経緯

本県民会議は、千葉県の「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」の策定、実行、戦略の実施段階での事業評価、戦略の見直しに関わりと関心を持つ全ての県民が参画できる開かれた検討の場として、2007年4月27日に設立された。

本県民会議の設立に至る経過を以下に記す。

2006年9月、多様で奥行きのある生き物のにぎわい・命のつながりを保全・再生するために、千葉県では「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」の策定作業を開始した。その後、専門家・研究者で組織される「専門委員会」が10月に設置され、2007年1月からは、オブザーバーとして3名の市民委員が加わり、会議傍聴者にも発言を求めるなど、開かれた会議になるための努力が払われてきた。

2006年10月からは、「専門家会議」と並行して県内20箇所でタウンミーティングが開催され、12月にはタウンミーティング総括大会が千葉県立中央博物館で開催された。そしてこのタウンミーティングと総括大会で出された県民の意見や問題提起などは、専門委員会に預けられることになった。

2007年春、タウンミーティングに関わってきた実行委員からは、「戦略が策定されて実行に移っていく段階で多様性豊かな千葉県づくりを進めるためには、県民が主体となって活動できる組織を立ち上げることが重要ではないか」という意見が出され、そこで3回の準備会を経て「ちば生物多様性県民会議」が発足した。

2007年5月9日、堂本千葉県知事を迎えて、千葉県教育会館で「第一回ちば生物多様性県民会議」が開催された。ここで、次の3つの課題に取り組んでいくことが提案され、承認された。

1つ目は、この会議が、生物多様性という言葉とその概念、更にその重要性を、広く県民に伝えていくための広告塔となっていくこと。

2つ目は、「生物多様性ちば県戦略」が策定される過程で県民として主体的に関わっていくこと。県民会議実行委員会としては、専門家会議の答申、すなわち骨組みに「この問題については、具体的なプランを提出したい」とか、「この部分は、現場の声として違って方向から提言したい」というような形で、戦略グループ会議を基礎として県民会議の中で意見・提言を出していきたいと考えた。

3つ目は、この戦略を絵に描いた餅にしないために、実行および評価段階に直接関わっていくこと。

そして、生物多様性に関わる様々な視点から32の戦略グループ会議が立ち上がり、開催されてきた。

ここで出た多くの意見は、「戦略グループ会議 報告書」としてまとめられている。そして本提言は、これらの戦略グループ会議からの提案をまとめたものとなっている。

今後の千葉県の生物多様性戦略策定に、この県民の意見が生かされることを強く望むとともに、県民会議の目的である策定後の実行及び評価の段階にも主体的に関わっていく予定でいる。

2. 戦略グループ会議で検討された課題の整理

各戦略グループ会議の報告書に述べられた生物多様性に関わる課題は、以下のように整理することができる。

- 生物多様性の視点からみても、地球温暖化の問題は深刻である。人間の活動に起因する近年の急速な地球温暖化の進展は、生物多様性を劣化させている。温暖化の問題は、コンクリートで固められ、生態系を分断している都市の構造、エネルギー多消費型の産業社会や私たちのライフスタイルなどと密接に関係している。
- これまでの土地の利用や開発は、生物多様性への配慮が希薄であった。県民も行政も事業者も生物多様性の重要性を軽視してきた。森林は伐採され、山は削られ、海や湖沼は埋め立てられ、河川は小川までがコンクリートで固められた。こうした自然の人工的な改変によって生物多様性は劣化してきた。
- 長い時間をかけて生物多様性を育んできた林業・農業・漁業等の一次産業の衰退は生物多様性を劣化させた。就業者の不足、担い手の高齢化、生産の高効率化などが重なって森林や谷津田等の管理は手薄になり、農薬等の化学物質の使用量も増えた。
- 江戸後期の開国以降、欧米の思想が急激に流入し、農業は「貧しい」、「愚か者の職業」という価値観が積極的に流布され、農業離れが進んだ。現在も農業離れが進んでいることを考えると、生物多様性の保全・再生には、農業の再生が不可欠で、そのためには価値観の大転換を進めることが急務であり、広報戦略の重要性が複数の戦略グループ会議によって提出されている。
- 化学物質や電磁波など、自然界にもともと存在しなかった物質等の増加は、生物多様性を劣化させるだけでなく、多世代にわたって人間の健康を害する不安が広がっている。化学物質過敏症、環境ホルモンによる発達障害、遺伝子異常等、これらの相関関係は指摘されているものの複合的な汚染については因果関係の解明がはかどらず、対策が不十分であることから、予防原則の適用が望まれる。
- 外来種や遺伝子組み換え生物による生態系の攪乱も、生物多様性を劣化させる原因になっている。
- 森林が伐採され、山砂が削り取られた跡や放棄された谷津田に有害な廃棄物が持ち込まれ、捨てられており、こうした場所の生物多様性の復元はもはや不可能ともいわれている。
- 千葉県には、生物多様性及び自然や生態を専門とし、また現場主体に継続的に関わる行政担当者がいない現実がある。
- 環境教育や地域の生物多様性の維持に役立っているビオトープは、設置されてから数年は適切な維持管理がなされるが、時間の経過とともに当初の設置趣旨が見失われたり、担当者の人事異動等で適切な維持管理が行われなくなることが多く、生物多様性が低下したり、最悪の場合には失われている。
- 多くの人間が都市型生活者となり、自然から遠ざかり、自然の価値を見失ってしまった。私たちは、自然に育てられているところがあり、子どもの発達・成長にとっても自然との触れ合いは極めて重要である。また、生物多様性を劣化させないためには、一部でなく多くの人たちが自然と触れ合い、自然の大切さを理解する必要がある。
- 生物多様性を劣化させないためには、私たちが自然を一方向的に管理するのではなく、共生あるいは持続的に利活用していくために、私たちの社会を管理する仕組みと、その仕組みを理解する人たちが社会の中心になっていくことが必要である。
- 私たち人類は、長い期間に渡って自然と共生し、豊かな伝統文化や生物多様性を育んできた。

そうした中で生物多様性を見つめた時に、女性が社会において果たしてきた役割から、環境保全に関する女性の高い関心や豊かな知識、経験を、生物多様性の保全・再生に生かすことが重要である。このような観点から、政策の立案や決定をはじめ生物多様性関連の事業を推進していく段階で女性が参画できる仕組みづくりが必要である。

- 生物多様性の劣化は、未来の子どもたちが利用できる資源を消滅させるだけでなく、健康という側面でも私たちの未来に大きな不安を投げかけている。人間は、何時の未来まで生き残れるのか。このままでは、子どもたちの未来が危ない。地域の特徴を理解して、貴重な千葉の生物多様性を保全・再生し、伝え残していくことは、私たちの責任である。

3. 戦略の4つの柱

私たちは、貴重な千葉の生物多様性を保全・再生し、未来に伝え残していくことを目的に、生物多様性に関わる課題解決に県民、事業者、行政等が協力して取り組む必要があると考えている。現代の課題を負の遺産として先送りしないことが、私たちの未来に対する責任である。

生物多様性に関わる課題を解決するための手段として、戦略グループ会議からの報告は、大きく以下の4つの戦略を提案していると整理できる。しかし、各戦略グループ会議の報告書は、各地の現場体験を踏まえた生の声でまとめられていることから、実際にはここでの4つの柱の区分の複数にあてはまる内容が多く見られる。

○「保全再生のための土地利用」

- ・地域ごとの自然特性や社会的要請を踏まえた土地利用
- ・市街化区域を増やさないコンパクトなまちづくり
- ・市街地の自然を回復させるランドデザイン
- ・小規模開発からのアセスメント基準の厳格化
- ・土地利用についての規制
- ・自然保護地域や里山保護の指定
- ・山砂や砂利の採取跡地など緑化自然回復を図ることを目的とした土地の指定
- ・水源域の水と緑の回廊の指定
- ・野生生物の保護及び管理

など

○「失われる原因の排除」

- ・化学物質使用の抑制及び禁止
- ・遺伝子組み換え生物の規制
- ・汚染された残土や廃棄物の規制
- ・外来種の防除
- ・文明化、都市化による自然破壊の阻止
- ・水源地、丘陵地、河川、海岸等の自然地形の復元
- ・伝統的農林漁業の復活

など

○「持続可能な利活用」

- ・農林漁業並びに有機農業の振興
- ・木材や林産物の価格補償
- ・エコツーリズム、フィールドミュージアムの振興
- ・バイオマスエネルギーをはじめ多様な生活用品や医薬品等の開発
- ・自然や生命を体感し学ぶ場及びそれら素材の確保
- ・水源涵養や治山治水
- ・水質、大気、土壌、生態系の汚染防止（土地の保全）
- ・農林水産品のブランド化
- ・グリーン購入及び地産地消[千産千消]の推進
- ・生業（なりわい）として成立する保全・再生型事業の推進

- ・医療及び福祉分野での活用
- ・遺伝子レベルの利活用
- ・伝統的文化、歴史、風景、景観、美術工芸品、生活用品、技術等の継承
- ・地球温暖化の防止及び対応
- ・遊休農地、ゴルフ場跡地、遊水池等の未利用地の生物多様性推進拠点としての活用
- ・千葉の生物の専門家（科学者）の育成

など

○「推進の仕組みづくり」

- ・生物多様性研究・情報センター、ローカルステーション及びサテライトの設置
- ・県民ボランティア、NPO、事業者、行政等の保全・再生の取り組みへの参加と協働
- ・政策立案、政策決定、各事業段階における女性の参画
- ・大学、研究機関との連携
- ・情報共有と公開討論の場の確保及び説明責任の明確化
- ・環境教育、環境学習、生物多様性教育、生物多様性学習の取り組み
- ・学校教育と社会・家庭教育の仕分け
- ・県民への広報及び啓発
- ・自家採種（自家増殖）の管理
- ・自治体条例化の推進
- ・モデル地域及びモデル事業の推進
- ・環境税の設計及び導入
- ・生物多様性に配慮した都市計画づくりやまちづくり
- ・森づくりを条件とする土地の相続や保有に関わる公租公課の減免
- ・対話の少ない関係者（例：林業従事者等）からの意見の収集
- ・千葉県の全庁的な取り組みと相談窓口の一本化
- ・県行政と市町村行政及び教育委員会との連携

など

4. 提言内容

(1) 農林漁業と生物多様性

●課題

「生物多様性ちば県戦略」を実効性のあるものにするためには、農林漁業の活性化と再生が必要である。さらに、農林漁業を推進する上で、人間を含めた地域の多様な生物が、化学物質の毒性・影響から守られることも必要である。このことが、多くのグループ会議で提出されている。

このような観点から、以下のような目標・段階を設けることを提案する。

- ①生物多様性を保全するために、農林漁業の保全・再生を重要課題と位置付け、さらに農林水産業を活性化されるために必要な施策を作る。
- ②持続農業法による「エコファーマー」認定、および、ちばエコ農業推進基本方針による「ちばエコ農産物」認証などを、課題解決のための出発点・中間点として位置付け、県内の農業者の意欲的な取り組みを育てていく。
- ③その上で、有機農業立県を到達目標として、有機農業を推進し、新規就農を含め、有機農業に取り組む農業者の拡大を図る。さらに、有機農業と酪農・漁業を一体化した、「安全・安心な千葉県の食料品」の供給とブランド化を進める。
- ④自家採種（自家増殖）によって守られてきた在来の農作物の維持・管理は、在来植物の生物多様性を保全にとって重要な側面を担う。「おばあちゃん、おじいちゃんが採種し続けてきた品種」を、緊急に調査し、維持・管理していくことが求められる。

●対策と提案

- 農薬の空中散布の県内全廃を目指す。
- 行政（農政部局）の中に、有機農業担当部局を立ち上げる。担当者は、複数名で、他の部署や業務との兼任ではなく専任とする。
- 一方で、有機農業者は『(仮称)ちば有機農業ネットワーク』を立ち上げる。このネットワークには、立ち上げ段階から行政が参加し、有機農家の他に、有機農業を支援する消費者・流通業者・NPOの代表、有機市民農園に関わる団体や人なども加える。
- 行政（農林漁業）は、農林漁業に関連する生物多様性の保全や安全な製品の生産を目指す先進的な事例についての勉強会の開催や資料の配布に取り組む。
- 各土地改良区は、里山・休耕地（耕作放棄地）を地域住民と保全し、地域の生物多様性の保全を図る。このため、地主である農家の理解と市民の連携を進める。行政は、この動きを支援する。
- 有機農家が、経済的に自立し潤うためのプラン作りは必要。具体的提案として、行政は、千葉県産の有機農産物のブランド名を広く県民から募集し、決定し、商標登録する。このブランド名は、適正と判断された有機農家は無料で使用できるものとする。
- 有機JAS認定の無料化を追求する。無料化が難しい場合は、助成を考える。また申請のための指導窓口を設ける。
- 暮らしの中で利用されて来た在来植物の種子に関する、調査・記録、広報活動と学習会を進め、「(仮称)千葉の作物たね図鑑」を出版する。さらに、2010年の国際生物多様性年に、種子保全と自家採種（自家増殖）に関する国際会議を開催する。
- 自家採種（自家増殖）に関するネットワークを立ち上げ、整備する。このネットワークには

県民に加え、農政部局・環境部局の職員が協働して参加し、さらに、行政は財政的な支援を行なう。

- 「食農」を教育の中に位置づける。さらに、週に一度、「有機の日」を有機野菜や、千葉県産の安全な肉や魚介類で学校給食の献立を作る。また、耕作の様子や田んぼの四季などを見ながら会食することにより、農業を身近なものにしていく。
- 農産物価格の低迷に加え、環境に配慮した結果等級の下がる農産物問題がある。これに対して、価格保障を基本とする補助制度の整備が必要である。
- 有機農業に関する技術研究については、農業総合研究センターや試験所など県の機関でも取り組む体制を作る。さらに、民間の研究グループとの情報交換・情報共有に務める。
- 農業試験所や農業研究センターなどは自家採種に関する取り組みに協力する体制を整えると共に、県内の試験所や農業高校に保管されているたねに関する情報を公開し、さらに、県民が利用できるようにする。
- 民間のシードバンクを生物多様性センター／ローカルステーション内に設置（設立）する。運営に関して財政的援助をおこなう。また、各地域で自家採種に取り組むシードセイバーを育成する。
- レンタル農園（水田も含む）の設置、援農ボランティア（都市シニア層など）の制度による担い手の多様化を進める。
- 安全・安心な農産品の供給に取り組む農家に、集中的な助成・支援を振り向け、環境保全型農業への方向付けを促す。
- 安全・安心な食品の供給が、国民的要求にまで高まるよう消費者の意識の変革を図る。
- 農業の経営が、国土の保全や、土壌や生物の多面的な機能の発揮に不可欠であるという認識を、消費者においても農家においても育てていくキャンペーンを立ち上げる。
- 有機農業市民講座を開き、有機農業体験を通して子ども達を育ていく。同様に消費者を育てていく。
- 放棄されている谷津田を市民に開放する施策をたて、そこに有機市民水田を作る。
- 有機農業に取り組もうとする若者の新規就農支援策を作る。
- 有機農業産品の流通販売、普及・啓発の仕組みづくりを進める。そのために『(仮称)ちば有機農業ネットワーク』を機能させる。
- 化学物質（農薬など）の濃度については、奇形生物等の生物調査をはじめ、河川流域などの自然のまとまりを持った地域を単位として、投与された総量を調査する。特に、残留性の高い物質については、蓄積により高次の消費者に顕著な影響が出ることから、下流域や沿岸での濃度と蓄積量を推定し、規制値を定める。
- 化学物質の影響については、医療関係者、患者、行政、専門市民グループなどで組織した機関を作り、化学物質被害者の実態を調査するとともに基礎データを整理する。
- 食品の残留農薬、ワックス等の化学物質の毒性調査、薬剤の複合使用の内容検査など環境部と農水部など複数の部が協働できる検査体制を整える。
- 旧暦（太陰太陽暦）に基づく農業・漁業・食品加工業及び伝統的生活の知恵などの地域文化を、伝承者が存命のうちに収集・記録する。
- 第二次大戦後の、米作りの生産性向上に多大な努力が払われ、圃場整備機械化する営農方法の流れは水田の乾田化を進展させたが、結果として生物多様性の視点からは、田んぼの生物層の減少をもたらした。冬水、春水田んぼなど、比較的水に恵まれた地域や谷津地形の田んぼとは異なり、県の水田面積のかかなりの率を占める両総用水に依存した九十九里平野の南部

では水源に課題があることから、長期に湛水する農法が受け入れられるか疑問もある。生物層の再生・拡大、農地のビオトープ化を目指すためには、水環境等の地域の実情に合わせた稲作等の技術開発のための調査・研究が必要である。

(2) 都市部と生物多様性

●課題

これまでの街づくりには、生物多様性の視点が欠如していた。人間だけが我が物顔にふるまう都市部の人工物に囲まれた殺風景な環境は、そこに暮らす大人や子供の健康と心を蝕み、多様性を認めない、弱者への思いやりのない社会を生み出していった。結果、些細なことから、いじめや凶悪な犯罪まで引き起こし、人間らしさを失った社会と化し、巨大化した街づくりの影響は周辺地にも及んでいる。

これから命を尊ぶ社会を築くためには、都市部もまた新たな規範を持って再生への道を歩まざるを得ない。すなわち、地球が生まれてから46億年の時の産物である自然の生物多様性の中の生物の一つとして、その多様性を尊び、謙虚に受け継ぎ、受け渡すことを、利便性、経済性を越えた基本的理念としなければならない。

【市民参加のまちづくりと生物多様性】

●課題

これからのまちづくりには、市民、地権者、行政等が協力して都市計画の段階から生物多様性の視点を入れる。都市部の緑地や自然の生物多様性を残し、さらに積極的に緑地や自然を再生し、生物多様性を豊かにしていくことで「まち」そのものを再生していく。

●対策と提案

- 市民参加のまちづくりで市民、地権者、行政が協力し、都市部の自然を積極的に増やし、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、周辺部の自然を含めて残していく都市計画をめざす。どういう場所を保全・再生するか、地権者とともに合意を築き、保全する自然を多様に活用し、市民自らが管理の一翼を担う。そのために都市部はアセスの対象規模を見直して、計画段階からの戦略アセスメントを実施していく。
- 行政は市街化区域内の斜面林、緑地、水辺など自然保全の必要があると思われる地点の、土地利用を制限する制度をつくり、残り少ない緑地や自然を保全していく。
- 行政と地権者が協力し、生物多様性の拠点となり得る自然が残っているところは、自然公園指定の網がけをする。また、開発に伴う緑地指定分を寄せ合わせて、大きな自然公園化していく方向性を明確にし、セントラルパーク、学校ビオトープなどを創出していく。
- 都市部と周辺部の自然が入り組んだ自然地形を生かし、子どもや家族が自然とふれあうことができる森、草原、原っぱ、水辺をつくる。また、都市河川の可能な地点では、護岸を自然復元させる。
- 化学物質による健康被害を軽減するために、街路樹、公園、緑地、家庭の化学系の除草剤、殺虫剤の使用を減らし、廃止を目指す。それらに変えて、生物管理手法を採用していく。また、家庭排水ほか環境への汚染物質の排出を抑制する。
- 市民は、飼育動物を野外に放逐しない。最後まで責任をもって飼う意識を醸成する。また、市民、事業者、行政は、安易にコイ、サケ、ホタルを放流しない。生態系、遺伝子かく乱、

水系の違いに配慮する。

- 行政、事業者、市民は雨水を浸透させるまちづくりを進める。また、建築物における屋上緑化、壁面緑化の推進による炭素排出削減と地球温暖化防止に向けての取り組みを制度化する。
- 自然豊かな環境と都市の利便性を望む度合いは、県民それぞれのライフステージによって異なることから、市民、事業者、行政は、便利な都市中心部と自然豊かな都市周辺部のライフステージによる住み替えを可能にする仕組みを検討していく。
- 都市住民は、周辺地のエコ農業、有機農業と連携するために、作物の地産地消を実行し交流できる仕組みを確立する。
- 埋立地では、地域住民の力で失われた生物多様性を取り戻すために、まず植林して緑地を増やし、多様な生物が生息する豊かな生態系の再生を目指す。
- 生物多様性は人間の多様性につながる。子ども、高齢者、身体障害者、精神障害者など、あらゆる人たちの生物多様性戦略への参加と協働を推進する。
- 県民や地域から生物多様性の保全・再生・利用の指定候補地を出せるようにし、行政や専門家も水源域を緑の回廊でつなげていくという視点で評価を行い、指定していく。
- 市民と行政は協力し、都市部の生物の情報集め、まちづくりの計画に役立てるほか、集めた情報を整理・解説し、次世代の子供の視点から、地域住民の啓発、合意、参加を促していく。

(3) 都市周辺と生物多様性

●課題

生物多様性を育み、拠点となる里山自然が、大都市周辺においても幅広く広がっている。しかし、都市化の波、農林業の不振、低所得、人手不足、市民の無関心等によって、休耕地化、緑地の減少、樹林地の荒廃、資材置場化、ゴミの不法投棄、山砂・砂利採取、残土埋め立て、景観の悪化が進んでいる。とりわけ、多くの生き物が生息する谷津田において、耕作条件が悪いため厳しい状況が続いている。

これらの問題解決は、現行の都市計画のやり方や農林業家だけに頼るやり方では解決できない。都市周辺に生息する生物の多様性の保全のためにも、包括的な政策と市民への啓発活動による存続の合意を築くことが重要である。

●対策と提案

- 開発や土地利用変更の際、一般生物指標、水脈影響調査、特別保護生物調査等を追加し、条例上のアセスメント義務を強化する。
- 都市近郊の開発において、開発で消失する樹林地が担っていた多面的機能（気候の緩和、二酸化炭素吸収、生物の生息地）を補完する措置（代替地の保全、植林、移植等）をすべての開発に義務付ける。
- 水循環、生物多様性保全の基礎情報と土地利用計画を市町村境界にとらわれずにすり合わせるとともに、科学的な保全計画を策定する専門部署、市民活動拠点等を設置する。行政内での部署を一本化する。
- 千葉ニュータウンなど、都市開発の目的で取得された県有地を、生物多様性保全の拠点として活用する。中でも、千葉ニュータウン開発の除外地を多く含む谷田・武西地区を自然環境保全地区として確保する。
- 千葉ニュータウンなど、都市再生機構撤退後の地域の都市計画と農村計画を再度見直し、生

物多様性保全をベースに、生物多様性を評価する基礎調査を実施する。

- 樹林地を守っていく意思のある相続者には、樹林地の相続税を生産農地並にする。
- 化学物質過敏症や精神障害等の人も安心して生活できる「里山海ビレッジ」をつくる。

【谷津田と生物多様性】

●課題

千葉県には数多くの谷津地形があり、そこでは谷津田が展開されてきたが、機械化しにくい谷津田は、生産性の悪い場所として多くが放棄され、人の手の入らぬ場所として生物多様性が劣化し、一部は残土・産廃処分場として着目されてきた。これからの自然及び生物多様性の保全・再生は、対象エリアを水や緑の回廊でつなげていくことが大切であり、谷津田及びその周辺部は、水源地として、水や緑の回廊の起点として重要な価値を持っている。コンクリートの護岸や堰を土や木にもどし、山・川・海の連続性を再現して、谷津田にウナギが遡上し、トキやコウノトリが生息できる環境を復元していくことが、環境に配慮した千葉県の新たな谷津田の利用につながっていく。

●対策と提案

- 谷津田の良さや役割を再認識するために、谷津田の全県一斉調査を行う。
- 生物多様性と食糧生産・農地保全が両立できるよう、関係法令、制度を見直し、改正する。
保全すべき谷津田、自然に戻すべき谷津田を色分けし、土地利用計画やマスタープランで位置づける。
- 谷津田として残すところは、公有化し、支援する。税制優遇を制度化する。
- 谷津田の土水路は極力残し、継続的に維持管理する。放棄された谷津田の水路を土水路に戻すことができるようにする。
- 谷津田として残す必要のあるところは、公有化を検討する。
- 谷津田での農業従事者が環境における多面的役割を担っていることを評価し、税制優遇を制度化するなど公的補助を推進する。高齢化する農業従事者を市民が支援するシステムを確立するとともに、就農支援、地産地消を組織化する。
- 耕作条件の悪い谷津田を、子どもの自然体験の場、総合学習の場、食育の場、農業の担い手育成の場、技能・文化継承の場、住民主体の生物多様性公園等、環境教育等啓発活動の場として活用してゆく。その際、生物多様性保全活動のトータル・コーディネータを要請し、配置する。
- 重要な水源地、希少生物の生息地、豊かな生態系が残っている等、谷津田として残す必要のあるところは、公有化を検討する。また、谷津田の開発が必要な場合は、地域の住民が、環境評価に参加できる仕組みをつくる。

【都市部と都市周辺部の共通事項】

●課題

都市・都市周辺の緑地や自然の生物多様性を残す。さらに積極的に緑地や自然を再生し、生物多様性を豊かにしていく。

人間は土木技術等を駆使し、自然を改変し居住地域、耕作地域、工業地域等を広げてきた。更に、それら人間の財産を護り安全・利便のためにダム、護岸、堤防、道路などをコンクリートで固め、そのために生物多様性が失われるとともに、それらを維持するために多額の管理コ

ストが必要な社会を築き、国も地方自治体も将来にわたる膨大な借金を抱えるに至った。

こうした状況から、現在は世界各地で管理コストを削減することを含めて、コンクリートを剥がし、自然にもどす試みが行われ始めている。人間が自然を完全に管理することには現時点では限界があり、自然の持つ力を活用し、人間の社会の方をある程度管理していくほうがコスト低減につながるという、これまでとは逆の発想が注目されている。

このような考え方は、長期的には市街化区域を縮小し、コンパクトなまちづくり目指すことにつながっていく。こうした政策の大転換は合意形成に時間がかかるが、地方分権・地域主権の重要性が認識されている現在、生物多様性の保全・再生、国や自治体の借金の軽減、人口減少社会に向かうことを考えれば、これからの土地利用において、検討されるべき戦略の方向性として位置づけることが必要である。

●対策と提案

- 行政は生物多様性を保全・再生するために、開発による土地利用規制をする制度をつくる。環境アセスメントの制度を厳しくするとともに、県の公共事業のアセスメントの実施は全て環境生活部が生物多様性研究・情報センターと一緒に実施する。
- 市民は、どういう場所を保全・再生するか、地主とともに合意を築く。市民は、保全する自然を多様に活用し、自ら管理に参加する。
- 行政は、里山の保全・再生の事業を実施する場合、専門家や行政だけで計画するのではなく、計画段階から地元の関連市民団体と対話する。土地利用のグランドデザインは、市町村、土地所有者、専門家、NPO、関連団体、地元住民等が参加する協議会の仕組みを制度化する。最初から事業に関わることで地元住民も愛着を持つようになる。木道づくり、草刈り、小屋づくり、標識づくりなど、子どもたちも参加させ、地域住民とやっていくようにする。
- 行政は化学物質による環境汚染の啓発や、使用を規制する。耕作地における農薬の使用を減らし、全廃を目指す。農薬の空中散布は禁止する。
- 環境アセスメントの項目の中に、対象エリア内に保全活動や観察活動の有無を盛り込み、そのような活動がある場合は調整する。
- 県及び市町村は、県内の希少生物の生息域や、生物多様性の観点からきわめて良好と思われる地域の自然環境についてのデータを蓄積・整備する。アセス法が適用されない規模の開発であっても、事業者は、自然環境についてのデータを関係市町村に確認する。そして、環境保全が必要な地域であることが確認された場合は、その保全方法について市民を交えて確認した上で、土木建設業者に発注する。
- 県は、土木技術者、都市計画の設計者、建築業者など開発に関わる事業者のための生物多様性に関する学習会を開催する。この学習会は県民も参加できるものとし、県民と事業者の意見交換の場も設定する。
- 民間企業等と協力してまとまった緑地を保全・再生するために「〇〇会社の森」制度を創設する。
- 市民と行政が化学系の殺虫剤・殺虫剤や合成洗剤等に頼らない、減らす生活を提案していく。

(4) 遺伝子組み換えと生物多様性

●課題

千葉県内で遺伝子組み換えナタネが自生している。自家採種している有機農家では種子汚染

の心配があり、安全な農業が守られていない。風評被害についても考えられていない。

県では、現在遺伝子組み換え作物の栽培指針を作成中であるが、交雑についての議論や検討が行われていないのが現状である。

遺伝子組み換え食品の安全性の確認が十分できていないことから、消費者は食べることへの不安がある。また、正確な表示がなされておらず、消費者の「知る権利」が保障されていないことが問題である。

●対策と提案

- 県は、遺伝子組み換えナタネのまき散らしの実態調査を早急に行い、公表して県民とともに議論する場を持つこと。国とともに交雑による農作物や生態系への影響を研究し、その結果を公表すること。
- 有機農業では原則としてGMは認めておらず、千葉県農業を守るため、国・メーカーにこぼれ種子の管理を求める。
- 風評被害を防ぐためには情報提供が大事なので、農業者は栽培履歴をなるべく明らかにし、消費者に提供できるようにする。
- 遺伝子組み換え作物の栽培指針では厳しいルールを作ること。遺伝子組み換え作物の作付けを許可するなら風評被害の対応をあらかじめ考えておく必要がある。
- 安全性については、県の食品等の安全・安心の確保に関する条例に基づくリスクコミュニケーションの中で、十分議論をする。
- 遺伝子組み換え稲の開発・研究が進む中で、千葉県としての方向性を市民と考える必要がある。
- 遺伝子組み換え食品については、EU並に5%以下も表示するよう制度改正を国に働きかけ、消費者が選択できるようにする。
- 安全なものは高くても買うという消費者の行動も必要である。

(5) 野生動物と生物多様性

●課題

千葉県の野生鳥獣による農作物被害額は年間4億円といわれている。現在、有害駆除の効果測定や検証もなされず、県から補助金が出ている電気柵についても正しい設置管理がなされていない。

鳥獣害対策については、個別・捕獲中心の対策から、集落・社会的対策へ変換していくことが必要である。そのなかで、行政・住民・研究者・NGOなど多様な主体が参加協力できるようなシステムづくりは重要である。

●対策と提案

- 専任の野生動物対策専門員を育成・配置することが必要である。(生物多様性研究・情報センターの中に位置づける等)
- 行政や研究者は、野生動物調査・被害対策などの「正確な結果・検証データ」を県民に広く提示できるようにする。
- 各地域において海洋生態系保全活動、ホエールウォッチング、研究活動などに携わるグループやNPO、事業者、漁師、行政などが幅広いネットワークをつくり、情報交換などを定期

的に行えるようにする。

- ストランディング（座礁・漂着）や混獲時の鯨類の救護体制については、県内のサーファー業組合や漁師などとの協力体制を敷くと同時に、救護率を上げるために学習会を開催する。
- 各地域における海岸～沿岸における観察・研究データを収集し、「データベース」としてまとめて公表する。（県民と行政の共同作業）
- 油汚染事故時における海洋野生生物の救護については、訓練を含めて市町村ごとに連絡協議会を開催すること、加えて毎回テーマをもって実施することが必要である。
- 油汚染事故時の海岸線における防除対策の主体は、県を中心とする行政機関である。担当部署（防災担当課・自然保護課）が開かれたシステムを構築して、いかに普段から関係者との間で情報を共有し、いざ事故が発生したときに混乱なく活動できるかを希求する以外にない。自然保護団体などのNGOも平時の議論で十分意見を述べるとともに、一度決定したら緊急時の活動では、決定に従って行政や他の利害関係団体と協調して活動する。

（6）里山・里海の保全、再生と生物多様性（流域の視点）

●課題

農業地域における里山・里海保全の提言では、グループ会議の大半が、都市内、都市周辺部における里山保全についてであり、純農業地域での会議はいすみ地域の「里山、里海と漁業と生物多様性」、南房総地域の「山・川・海の生物多様性」、さらに、大網白里町での戦略グループ会議や及び広域的に議論された「里山と生物多様性」グループなどであった。これらの会議をもとに、流域の視点を加えて、農業地域から取りまとめを進めた。なお、農業地域の生物多様性保全・再生の取り組みは、前提として、地域の経済的活性化を図りながら進めることが重要であるという意見が出されている。

●対策と提案

- モデル事業として公有地を周辺の農業従事者や都市住民らに協力してもらい里山再生を行い、民有地の里山地域にも広げて行くようにすると良い。財源を県内企業のCSRの一環として確保することも一考である。
- 「里山保全地区」の設定は、その土地の所有が大半民有地であり、地域ごとの要求とマッチしないと困難であろう。保全のメリットが住民のメリットと一致させるべきで、更に経済効果が図れる保全の方法を提示する必要がある。
- 海岸域と里山、原始的な水源域を結ぶ河川の流域保全が極めて重要である。グループ会議ではいすみグループからの提言として夷隅川、一宮川流域を対象とした保全計画が提言された。その内容は以下の通り。
[広大な磯根が存在する沿岸域、海岸部のラグーン干潟、中流域のゲンジボタルの里を中心とした田園地帯、水源部の谷津田地域と丘陵地の森林などを、それぞれフィールドミュージアムとして面的に整備する。それらを結ぶ河川域を流竹木対策、生活排水対策などの水質浄化を図り、再びサケやアユが遡上する流域として線的に整備する。これらのゾーンをエコツーリズムとして、景観を楽しみながら農業体験や自然観察体験を子供たち、都市住民を対象に行う。さらに有機農業の推進を進め、安全な農水産品の供給地として地域の知名度が上がることでブランド化が図られ経済的効果を生み出す。]
- 他の農業地域における里山保全にも流域視点による保全システムが有効と提案されており、そ

の前提となる生態系の現状の調査がなされデータベース化がされることで方策の計画が進むと提言されている。すなわち、地域の生物多様性保全・再生を面的に進めるプランが、県内の複数地域で立ち上がるのが望まれる。

- 里海、沿岸漁業に関してはこれまでの資源循環型の水産施策を継続するとともに、海苔栽培や伝統漁法の保存、海洋投棄などの取り締まり強化が求められる。
- 専門委員会の議論の中で、「放置された谷津田対策として原生的自然に戻す」案が出ているが、そのまま放置すると解釈されるかもしれない。元来、利用価値の低い谷津田とはいえ、新規就農のフィールドとして、又、湧水、雨水を利用した水環境を整備することで活用できることを例示すべきである。いわゆる原生的自然を保つフィールド・ミュージアムを目指し「里山活動協定」の活動目標として利用されるのも良いのではないか。
- 山間部、田園部、海岸部など保全を必要とする地域での開発行為はアセスメントの基準の見直しを含む厳密な運用が各グループから要望されている。地域の活性化につながる開発とそうではない劣化につながる開発とははっきりとした色分けをして審査されるべきで、開発業者に対する応分の対価を継続的に要求すべきとの提言もあった。
- 山砂・砂利採取跡地の復元は県の森林研修センターなどの取り組みテーマとし、企業を巻き込んだ復元計画の募集など、工夫する。自然再生の具体的な道筋が見えない課題を、千葉県の研究機関の研究開発テーマとして早急に着手する。
- 里山保全制度の保全協定では、地主との締結が前提で、産廃や山砂・砂利採取に土地を利用していくことの歯止めにならない。一旦砂利採取された土地を産廃業者との競売に勝って取得したものの、はげた土地では里山に値しないという評価もある。県は再生の必要性と道筋を明らかにする必要がある。
- 木材、竹材の活用を産業資材化（建築、土木用）技術を県が主体となって開発する。その技術の普及、流通は民間主導で可能である。
- 農山村地帯において、以下の施設・制度が設置されることが望まれる。
 - i) グリーン、ブルー、エコツーリズムの対象地域に対しては、その整備とガイドセンター設置
 - ii) 団塊世代受入れの土地、菜園、趣味、地域活動情報の発信センター設置
 - iii) 農林漁業への若年世代受入れの公的支援制度（税減免、教育訓練、最低賃金保障など）
- 里山・里海をテーマとした癒し系リゾート再生を計画し、生物多様性の再生を牽引する経済効果を創造する。
- 栄養士のオーガニックメニュー講習会を企画し、美容と健康に優れたオーガニックメニューを広め、有機農産物の需要を高める。
- 砂質干潟、泥干潟の違いやそれらの価値を理解し、干潟を保全・復元していく。
- 森林対策に企業を巻き込むために、二酸化炭素吸収量認証制度、管理林認証制度の導入を検討する。既にこれらの制度があれば、県はその詳細を周知する必要がある。
- 生物多様性の保全・再生及び利用のための資金として、環境税を導入する。この環境税は、生物多様性の保全・再生、課題解決などに貢献した人には戻り税の制度を設ける。これによって環境税を払えば何をやってもいいという考え方を抑止する効果が期待できる。
- 企業が新しい基準に沿って敷地内の緑化率の緩和を申請した場合は、失われる緑地の例えば30倍程度の森林の保全や再生を義務付ける。
- 安房地区では、住民と公共事業が環境を破壊している。これからは国及び県のどんな小さな公共事業もアセスメント（環境影響評価）の対象とし、県庁内に「(仮称)環境監督監」の部門を設けて管理監督する。この部門は、生物多様性研究・情報センターと連携するなど、

十分な環境・生物多様性の学者や技術者を確保する。

(7) 教育・ビオトープと生物多様性

●課題

地球環境問題の解決が人類の大きな課題となり、その中で「環境教育」「環境学習」の大切さが叫ばれてきたが、生物多様性を維持発展させていくためにも「学校教育」や「生涯教育」に重点を置き、教育のあらゆる場面を利用して「生物多様性」という言葉の意味、それを維持発展させることが、地球環境を護る上で、さらには私たち人類が安全に健康に、そして文化的に暮らし続けるためにいかに重要であるかを理解してもらう必要がある。

一方、学校ビオトープ（本来は「生物の生息空間」の意）が各地にあるのだから、作り上げた初期には多様な生物が生息し人々の関心が高いものの、時間の経過とともに当初の目的が見失われたり、不適切な維持管理により、生物の多様性が損なわれていることが多いのが現状である。

●対策と提案

- 生物多様性を伝えていくときに子どもたちへの教育に重点を置くべきである。学校教育の中に「生物多様性教育」をカリキュラムの中にしっかりと位置づけて実践する。副教材「(仮称) 私たちの命と生きもの達のにぎわい」等を作成し活用する。
- 環境教育、環境学習の経験や、自然体験の豊かな子どもほど本をよく読み感性豊かであるという事実を踏まえ、学校教育をはじめ家庭教育などの様々な場面で、自然と直接触れ合い自然の中に身を置く自然体験を奨励していく。
- 一部の教師は既に生物多様性の重要性を認識し、生物多様性教育を実践している。それを広げるために、千葉県が教育委員会や学校の校長に生物多様性教育の導入を強く働きかける。
- 食教育の中でも生物多様性・地産地消を意識した展開を行う。たとえば、給食では農林水産業の大切さや有機農業が広がることの重要性が理解できるように、月1回有機野菜を使ったメニューを計画したり、ビデオレターなどを活用して生産者の顔がわかり、生産者の苦勞がわかるような給食指導を行う。
- 学校ビオトープは、ビオトープの意義を理解し、その設置や維持管理、授業への利用に熱心な管理職や教師が異動してしまうと、それまで維持されていた生物多様性が失われたり、中にはビオトープそのものが破棄されてしまっている場合もあるのが現状である。学校ビオトープを維持発展させていくためには、人事異動で工夫するか、保護者（PTA）、地域住民（シルバー人材も含む）、NPO・NGOとの連携により、人事異動に配慮してビオトープが継続できるようにする。
- 今の先生方の仕事量は限界に達しているため、仮称「生物多様性クリエイター」などの専門職（有給で授業を持つが他の先生方よりも負担を軽くする）を学校に配置し、自分の学校のビオトープの維持管理、授業への利用を進めながら、一方で地域の保護者（PTA）、地域住民（シルバー人材も含む）、NPO・NGOと学校の連携を進めていく。生物多様性モデル校を各地域に設置し、先行して上記のことを試行する。
- 博物館と学芸員は、生物多様性教育の観点から様々に協力する。例えば、各博物館に「生物多様性コーナー」を設置し啓蒙普及に努めたり、学芸員を学校の生物多様性教育の講師として派遣し

たり、既に実施されている「フィールド・ミュージアム事業」と生物多様性教育を組み合わせ実施する。君津市の三島小学校では、県立中央博物館と連携し、空き教室を利用して週に一度学芸員が子ども達の学習を支援している。このようなことを各学校で展開し、生物多様性教育を進めていく。

- 学校内に（仮称）生物多様性研究・情報センターのサテライトを置き、地域の生物多様性の保全・再生のために連携する。
- 高度経済成長期に育った今の親世代に行われた当時の教育は、温暖化や生物多様性の劣化などの地球環境問題の深刻さやそれに対する緊急な対応が必要なこと、日本社会の本当の意味での発展にとって間違いだった、との意見もある。そこで、親世代への教育も大切だが、生物多様性の重要性を理解させるために子どもをターゲットに、学校の授業のカリキュラムの中に「生物多様性教育」をしっかりと位置づけるべきである。
- ビオトープは教育のための施設、という考え方が固定観念になりがちだが、農地、山林、水域など広範な対象にビオトープという概念を拡大することが重要である。そのための調査・研究、計画、設計が大切であり、農林業や公共事業など関連する領域の新たな技術開発、設計指針の策定などに取り組むことも重要になる。
- 教育委員会が積極的に環境教育・環境学習に取り組む。小学校の総合学習の中で、休耕田、耕作放棄地、森林、里山などを積極的に活用する。
- 幼児期の自然体験については、木更津市内で実践されている「森の保育」の例がある。ここでは、毎週土曜日に小学生対象の学童保育を展開しているが、これからは県内の学校ごとにサタデースクールでの体験学習を推進する。
- 学区や市町村単位でレッドデータブックなど生物多様性のリストづくりを通じて、スケールごとによる生物多様性の地域特性の把握とその中で絶滅させない・外来種を持ち込ませない対策を講じることで地域に根ざした戦略とする。

（８）広報・啓発と生物多様性

●課題

生物多様性の保全・再生、さらには利活用までを千葉県の地域戦略として、県民、事業者、行政が協働して取り組んでいくには、教育や学習による理解のほかに、多くの人たちが生物多様性やその課題について知り、関心を持つことが重要であり、これらなくして合意形成や協働はありえない。そのためには、有益な様々な方法や機会をとおしての広報や啓発の活動を継続していくことが重要であり、「ちば生物多様性県民会議」もその一翼を担う必要がある。

●対策と提案

- 生物多様性を広く県民に広めると共に、最上級の価値として位置づけるための標語を県民から募集する。応募のあった標語については、小・中・高校生による投票により選ばれた一句を「県語」として採用する。
- 生物多様性保全・再生のための活動の一つとして、芸術活動も重要な側面として位置づける。これらの芸術活動について、県はHPや広報誌によって広く広報する。
- 広報・啓発にはターゲットを絞る必要がある。子ども向け、若者向け、年配者向け、生物多様性のある程度理解している人向け、全く関心のない人向けなど、それぞれのターゲットの特性を踏

まえ、芸術、音楽などを利用した取り組みや工夫が必要である。また、旧暦の歳時記や伝統的生活の知恵などの地域文化を掘り起こす作業を進め、広報誌等で紹介していく。例えば、若者達には「バイオダイバーシティ・ライブ」等と称してラップにのせてみる。「音楽」、「歌」の力は大きいので、それを上手に利用する。

- 子ども達の生物多様性教育の副教材「私たちの命と生きもの達のにぎわい（仮称）」は子供向けだが年配者の啓発にも有効である。
- 各地の博物館や公民館などの公共施設の中に「生物多様性コーナー」を設置し、広報・啓発に努める。
- 人は「得」になるとわかると飛びつくので、多様性が人の健康や美容に役立つなどを意図的に知らせていく。
- 韓国のチョンゲチョン（首都ソウルを流れる川だが、汚染され暗渠になっていたものを最近開渠にして水質も浄化して自然型で再整備した）では都市の気温を低下させる効果も確認されており、生物多様性の再生が私たちの暮らしにプラスになることも大いに宣伝していく。
- ドイツのカールスルーエでは、子どもが小学校に入学するタイミングで、学校から家庭に手紙が届き、この時から子どもだけでなく親も含めた環境教育が進められる。この手法を利用して、あくまでも生物多様性教育のターゲットは子どもだが、小学校入学時に生物多様性冊子などを配布することで、親も含めた生物多様性教育を検討する。
- 「（仮称）生物多様性モデル地区」を設置し、その地域の生物多様性の実態、豊かさゆえに人々が享受できる「恵み」をいろいろな形で広報していく。
- 千葉県は生物多様性『生命（いのち）のにぎわいとつながり』憲章をつくる。
- 千葉県全体の森、川、海からの提言を地図に落とし、県民の生物多様性の理解に役立てる。
- 千葉県には成田空港があり、近くに県立「房総のむら」がある。温故知新、そこには古きよき時代、田んぼや畑、生物多様性の循環型農業のモデルもある。成田空港利用者に「房総のむら」の宿泊体験をしてもらい、アンケートや手記を定期的に取り扱ってもらえるメディアをとおして千葉の素晴らしさを情報発信する。
- 散策ルートの環境に配慮した適度な整備やプロの生物案内人の育成・紹介を行う。
- 「ちば生物多様性県民会議」を提言のための組織に終わらせず、県内各地での講演会活動、趣意書を作っての署名活動など、すぐにでもできる活動を行う。内容がわかりやすく、読みやすい転送可能なメールニュースの形で県民会議の開催を知らせる。できるだけ早めに知らせる。また、Tシャツなどのツールを作り、各グループのイベント等で県民会議関係者の中の希望者が着用することで少しでも県民会議を知ってもらう。
- 若者が生物多様性保全・再生の現場や「ちば生物多様性県民会議」を見学したり、参加できるようにする。できることから。参加者が若い世代や生徒を誘ってくる。ガールスカウト、ボーイスカウトにも声をかける。そして、若者や生徒の生物多様性会議を大人がサポートしながら立ち上げてゆく。若い頃から大人の中で発言したり行政と関わることは、世界に出る若者リーダーを育てる上で重要であり、国際会議には素晴らしい若いリーダーたちが参加している。
- 環境ポイント制の導入。環境づくりに貢献した人は貢献ポイントを提供する。イベントへの参加特典、生物多様性オリジナルグッズや有機野菜の入手など、たまったポイントの魅力的な利用方法を考える。県内の地域通貨を扱う団体、企業の社会貢献部門などに運営協力をしてもらう。

(9) 生物多様性研究・情報センターと生物多様性

●課題

生物多様性研究・情報センターは、県民、事業者（特に農林水産業関連や土木・建設業関連）、行政が科学的知見に基づいて千葉県生物多様性戦略を推進する上で不可欠な機関である。また、徹底して情報公開と県民参加の運営によって方針がぶれない信頼できる施設として県民に支持されることが必要である。位置づけとしては、調査・基礎研究機関であり、情報センターであり、シンクタンクである。特に、継続的に調査・基礎研究を行うことで、知的資源を蓄積することが重要であることから名称については、情報・研究センターという並びよりも、研究・情報センターが良い。また、県立博物館の資源の活用をベースに準備を進めることが現実的かつ効果的と考える。

この生物多様性研究・情報センターは、下記の役割を担う必要がある。

- ①生物多様性の保全、再生、利活用に関係する施策や事業に対して、助言、提案を行うほか、改善及び中止を勧告する役割を担うなど、一定の権限を有する。
- ②生物多様性の保全、再生、利用のために、現場での取り組みや課題の解決が尊重される地域主義の施設であり、地域の多様性、文化の多様性、人間の多様性等、様々な多様性とそれらのネットワークを尊重する。
- ③基礎的な調査・研究、情報の集積、標本等の整理を行う。
- ④生物多様性に関するあらゆる情報や県民・研究者のプラットフォームの役割を担う。
- ⑤生物多様性に関する広報や啓発活動を担う。
- ⑥生物多様性の副読本づくりや調査キット等の開発に関わる。

●対策と提案

- 科学的知見と開かれた対話によって事業計画や事業が推進される中立的な施設であり、景気動向や特定のステークホルダーの圧力に左右されない独立機関であることが望ましい。そのために行政・県民の有識者・専門家が運営や評価に協働で責任を持つ仕組みを構築し、運営資金についても基金の創設や水源税等の環境税の導入を検討する。
- 県民が生物多様性の保全、再生、利用の必要性を理解することが必要であり、県民・企業・市町村行政に適切な保全・再生・利用のための活動を広げていくには、堅苦しいだけではなく、自然科学と社会科学が融合した楽しいサイエンス、理解しやすいサイエンスも必要である。そのためには生物学や生態学の研究者だけでなく、楽しさや理解しやすさを企画し、演出し、伝達できるコーディネータ、コミュニケーター、プロデューサー、ウェブ・デザイナーなどの役割も重要である。また、生物多様性の保全、再生、利用のための調査、計画づくり、各種事業等に協力してくれる市民科学者や現場の実践者の雇用や連携、様々なプロフェッショナルな能力を持った多様な人材の確保や育成も必要である。
- 博物館等の公共施設に付設させた生物多様性ローカルステーションや学校の空き教室等を再活用した生物多様性サテライトを設置し、生物多様性研究・情報センターとの連携を強化する。生物多様性研究・情報センターの運営にローカルステーションから選抜された代表者が参加し、人事交流等も推進する。
- 国内・国外の生物多様性に関する研究機関や情報機関との連携。
- 生物多様性ローカルステーションに関連して市町村単位の生物多様性センターの設置を支援し、住民が参画する環境政策を自治体運営の中核にしていく社会的な流れをつくる。
- 生物多様性研究・情報センターは、行政の縦割りを束ねる総合対策機関の役割を担う。市町

村の環境政策との連携、民間の環境ビジネスとの連携、開発に関わる環境アセスメントのチェック機能も必要であり、生物データだけでなく、開発データ等も蓄積する。

- 生物多様性研究・情報センターは定期的なモニタリング等、調査手法の標準を示し、実施する。また、生物多様性の保全、再生、利用のための技術や事例を収集する。
- 生物多様性研究・情報センターの準備室を2008年度初頭に千葉県立中央博物館の中に設置し、関連する他の千葉県の研究機関との連携や統合を進めつつ、センター及びローカルステーション、サテライト等の骨格をつくる。また、生物多様性ローカルステーションやサテライトの設置を市町村、教育委員会、NPO等にも呼びかけ、その設置を支援する。
- 定期的なモニタリングの計画を策定し、県、市町村、教育委員会、民間企業、県民が協働で行う全県的に取り組むシンボリックな事業とする。
- 生物多様性研究・情報センターに必要な事業であっても、それら事業の全てをセンターが抱え込み、主導する必要はない。千葉県には、既に生物多様性に関わる県行政の諸機関や大学、実践的な活動をしている市民団体等も多いことから、これらとのネットワークを強化し、県民にもわかりやすく体系化することが重要である。
- 大学、行政、民間の各研究機関と連携し、外来種、開発、利用、地球温暖化など環境の変化に対する予測を行い、写真や地図を用い、各地域の人が天気予報のように身近に多様性の変化を実感できるようにする。こうした予測に基づいて、生物多様性の保全・再生・利用のための目標や基準についてのアドバイスも行えるようにする。
- 生物多様性研究・情報センターに、在来種の生きた展示を検討し、小学生が遠足に来たくなるようにする。

5. 提言作成の経緯

本提言は、2007年8月5日～6日に、ちば生物多様性県民会議実行委員会の有志がいすみ市内のホテルで合宿して実施した各戦略グループ会議の報告書のまとめが骨格となっている。

戦略グループ会議は9月1日まで開催されており、8月18日の第三回ちば生物多様性県民会議の途中経過の提言書（案）が示され、コンセンサスづくりのための意見交換が行われた。そこでの意見・提案を踏まえて、8月27日にちば生物多様性県民会議実行委員会に準ずる会議が開催され、それまでの確認事項に加えて下記の（3）～（8）の事項を確認し、更に8月31日開催の役員会で（9）以降の事項を確認した。

今回まとめるにあたっての主要な確認事項は以下の通りである。

- （1）第二回ちば生物多様性県民会議で、それまでに開催された20の戦略グループ会議の報告があり、それらの報告を精査・分析・集約し、当面の提言書（案）としてまとめる。したがって、それ以降に開催される戦略グループ会議の報告については、その提言書（案）に付け加えることとする。
- （2）2007年7月30日に「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」専門委員会の提言書（案）が公表されており、この提言書（案）において過去・現在の千葉県生物多様性の状況について詳しく分析されている。そこで、本県民会議実行委員会が提言書（案）を作成するにあたって、専門委員会の提言書（案）の第1部〔生物多様性の保全目標と危機〕及び第2部〔生物多様性の劣化〕を参考にすることとし、具体的な提言についてまとめる。
- （3）今回の提言書のメインタイトルを第三回ちば生物多様性県民会議で（案）として示した「子どもたちの未来が危ない」から「生命の脈々と繋がりを未来へ」に変更する。このタイトルは、提案書を県に提出する際のキャッチコピーと位置づけ、広く県民、メディア等に説明する場合のコンセプト・コピーについては実行委員会で別途検討する。
- （4）8月18日の第三回ちば生物多様性県民会議で配布したコンセンサスづくり資料「子どもたちの未来が危ない」で示されている論点整理は、小見出しを「戦略グループ会議で検討された課題の整理」に変更し、生物多様性戦略の課題という視点で文章を追加・修正する。
- （5）同じく戦略の柱については、小見出しを「戦略の4つの柱」に変更し、「保全再生のための土地利用」「破壊原因の排除」「推進の仕組みづくり」「持続可能な利活用」の4つを柱として戦略グループ会議の内容を簡単なフレーズで整理する。
- （6）提言書については、多くの意見が提出されているという事実、及び現場の生の意見・提案が重要という認識から、敢えてまとめない。したがって、提言書のページ数に制限を設けない。また、各戦略グループ会議の報告書については所定のフォーマットを使用することとするが、各グループ会議の報告書の頁数についても制限しない。
- （7）各戦略グループ会議のリーダーに依頼したいことは、
 - i) すでに出している報告書を最終のものとするのか、それとも修正した報告書を再提出するのかがはっきりとさせること。
 - ii) 再提出する場合は、文面をきちっと整理する。
 - iii) さらにその上で、提言の取りまとめてとして盛り込んでほしい重点項目を、文書にして提出する。
 - iv) 同様に、8月18日に配布したコンセンサスづくり資料「子どもたちの未来が危ない」に記載されている文面について、各グループが直接関係する内容で、書き換え・修正・加筆が必要な場合は、新たな文面案を作成して提出する。

なお、上記の i～ivについては、提案はできるだけ具体的に詳しく記述することとする。自分たちが目指したいこと、取り組みたいこと。そのために必要な制度等の仕組みや事業。農林水産部、県土整備部、教育委員会など、具体的に何の事業をして欲しいかなど、できるだけワンフレーズにまとめずに具体案を提案するように心がける。

例えば・・・『有機農業者は、有機農業を推進していくために千葉県内の連絡体制（仮称：ちば有機農ネットワーク）を立ち上げる。県の農政部局は、有機農業に関する連絡・協働の窓口を設ける。なお、担当は、専任として、複数名の職員を配置する。』といったように、誰が、どのようなものを、どんな形・手順で進めていくかといった提案を出す。

- (8) 各グループ戦略会議の報告書の提出期限を8月31日午後5時までとし、既に提出している報告書の修正及び追加の期限も同様とする。
- (9) 9月2日の第四回県民会議において、追加の提案があれば受け入れ、代表が招集する役員会で検討して最終案をまとめる。
- (10) 生物多様性実行委員会が策定する提言書と戦略グループ会議の報告書は、同等の扱いとして千葉県に提出する。

なお、9月2日の第四回県民会議において、タイトルを「生命の脈わいと繋がりを未来へ」とした追加修正された提言書（案）が提出され、参加者から追加・修正の意見が寄せられた。更に、会場で配布された意見提出書を用いての追加の意見・提案を9月4日正午まで受け付け、役員会でこれらを踏まえた最終とりまとめを行うことが承認された。こうした何回も追加の意見・提案を受け入れたのは、5月からの戦略グループ会議を含む限られた期間の県民会議の開催の中で、生物多様性の保全・再生・利用についての県民・NPOの「多様な思い」「思いの重さ」を提言書に盛り込みたかったからにほかならない。

9月7日の役員会では、役員の中から昨年のタウンミーティングからの県民・NPOの意見・提案が十分に提言書に盛り込まれていないのではないか、という意見が提出された。昨年のタウンミーティングでは、生物多様性の保全・再生・利用についての地域の様々な課題が報告されたが、戦略グループ会議はそれぞれの掲げたテーマを中心に、意見・提案が報告された。こうした違いから、多くのタウンミーティングと戦略グループに参加した実行や委員会役員にタウンミーティングの貴重な意見が提言書から落ちてしまったという感触があった。そこで、これを補うために、昨年のタウンミーティングの報告書を改めて整理して、資料として提言書に掲載することとした。

こうした繰り返しの作業によって、ほぼ県民・NPOの生物多様性の保全・再生・利用に関する意見・提案は一応網羅されたものと考えている。

戦略グループ会議 一覧

＜グループ名＞	＜代表者＞
1. 谷津田の生物多様性保全	小西由希子
2. 歴史・文化と生物多様性	外川宏予
3. 化学物質と生物多様性	中岡丈恵
4. 土木技術者の生物多様性	城之内健一
5. 教育と生物多様性	吉岡啓子
6. 農林業と生物多様性（田んぼのなりわい）	金親博榮
7. 生物多様性センターの役割と仕組み	栗原裕治
8. 水循環と生物多様性	桑波田和子
9. 里山と生物多様性	鈴木優子
10. 私達大網白里町の生物多様性保全・再生	田邊宏雄
11. 埋立地と生物多様性	那須智子
12. 遺伝子組み換え作物と生物多様性	小西由希子
13. 有機農業と生物多様性	玉木哲太郎
14. 「農業と地域環境の保全について考える」勉強会	金親博榮
15. 市民参加のまちづくりと生物多様性	福川裕一
16. 北総域の生物多様性	長谷川雅美
17. 里海・里山と漁業と生物多様性	伊藤幹雄
18. こども谷津田フェスタ	佐々木裕
19. 野生生物と生物多様性	中野真樹子
20. 在来植物と生物多様性（たね）	荒井真理子
21. 手賀沼流域の生物多様性保全	山木健一
22. 山砂採取と生物多様性	板垣勝弘
23. 山、川、海の生物多様性	水嶋良昭
24. 合成洗剤を1/10に減らす会	秀島徹哉
25. ビオトープと生物多様性	佐野郷美
26. 都市の中の水辺の景観と生物多様性	佐藤聰子
27. 農地が変わる、皆で聞こう、農地は？農業は？	藤原寿和
28. 農薬空散をやめさせよう	井村弘子
29. 源流域と生物多様性保全	奥山淳
30. 都市緑地と生物多様性	川北裕之、山田純稔
31. 多様な住民・企業による環境アクション創出	岩波初美
32. ものづくりの夢 生物多様性	平川真人

生物多様性県民会議 役員

代表	手塚 幸夫
副代表	金親 博榮
副代表	小西 由希子
副代表	佐野 郷美
副代表	鈴木 優子
副代表	上西 忠
事務局長	栗原 裕治
事務局次長	伊藤 幹雄

資料：タウンミーティング報告書の意見

本編で述べられているように、生物多様性の保全、再生から活用までを検討する場合、視野に入れる必要がある課題は多岐にわたるが、その課題には全県ほぼ共通のものと地域によって異なるものがあり、その基礎的な情報を収集・整理するために、昨年 10 月～12 月に県内 20 箇所では生物多様性に配慮した環境づくりのためのタウンミーティングが県民・NPOの主催、千葉県共催で開催され、そこでの意見交換の報告書が作成された。

今回の「ちば生物多様性県民会議」の発足は、千葉県の生物多様性戦略に県民の提案を反映させるための提言書づくりを大きな目的の一つに掲げているが、参加者の多くが昨年のタウンミーティングにも関わっており、タウンミーティングと県民会議は継続した一連の活動といえるものである。今回県民会議が主催した戦略グループ会議からは 32 グループの提言報告書が出ているが、戦略グループ会議の実施期間を当初の予定から一ヶ月余り延長したものの、「タウンミーティングで一度意見交換をしている課題なので戦略グループ会議で取り上げなかった」、「タウンミーティングで出ていた課題全てについて、戦略グループ会議で掘り下げた提案ができなかった」、「情報が伝わっておらず、あるいは日程等が合わず、戦略グループ会議を実施期間中に開催できなかった」という意見もあり、タウンミーティングで提出している課題を今回の提言に盛り込んで欲しいという要望が複数のタウンミーティング参加者からあった。

そこで、多くの県民の[思い]を提言書に反映させるために、本提言書ではタウンミーティングの報告書を再整理し、参考資料とすることとした。

●タウンミーティングで検討された課題

昨年の 20 箇所のタウンミーティングで、どのような課題について話し合われたかを、本提言書の 28 頁の表に示した。

- 最も多くのタウンミーティングで課題として取り上げられたのは、現在の環境行政の不備についての指摘である。具体的には、農林漁業の振興や開発の抑制等にも関わるはずの環境行政全般の情報が一元化されておらず、取り組みに必要な情報の蓄積・発信が不十分で、県民・NPO、事業者、行政等間で共有されていない。現在の県の環境生活部の仕組みや人員は、担当者の異動等もあり、環境行政の専門性・継続性に疑問がある。環境問題に取り組む県民・NPOや事業者に向けた支援体制も曖昧で、環境行政の人員や予算配分等を含めて見直しが必要である。
- 環境行政を監督し、環境規制を強化していく必要性、そのための条例等の制定が指摘されている。環境づくりの体制を一般化していくためには、自然調査・モニタリングの実施から啓発活動等まで、環境問題全般について県民・NPOと一緒に取り組む専門機関の設置が必要である。また、緊急に対応が必要な身近な取り組みとして、省エネルギー、ゴミの減量、地球温暖化等が指摘されている。
- 県民の自然体験の機会創出、環境教育・環境学習の充実が指摘されている。特に、未来を担う子どもたちの体験や学習が大切であり、学校や博物館との連携を切望している。また、観光事業の振興を含めた都市と農村の交流機会の充実、こうした取り組みにおける企業との連携・交流の必要性も指摘されている。
- 里山・谷津田・里海を保全しつつ、地域の農林漁業を振興していくことの重要性が指摘されている。農林漁業の振興については、健康・安全指向の高まりやそうした動向に注目した新たな付加価値の創出が重要視されており、有機農業・無農薬農業の推進、農薬・空散等の化学物質の被害の解消、遺伝子組み換え作物の不安の解消などが指摘されている。また、生物

多様性を復元・利用していく方策として、林産資源・微生物・バイオマスの利用、休耕田・放棄林の復元と利用、冬季湛水・不耕起栽培の促進等も重要視されている。一方で、野生生物による緊急な被害対策の重要性も指摘されている。

- 自然保護の視点では、在来生物・絶滅危惧種の保護・復活が重要視され、そのための自然保護区等の充実・拡大、外来生物・移入種生物の対策、都市や都市近郊の自然環境の復元・再生等が重要な課題とされている。
- 水質や水辺環境の改善の必要性も指摘され、県内の河川・湖沼・東京湾の浄化、河川・海岸・水辺等の環境改善、産廃やゴミ投棄による地下水や河川の汚染、水源としての森林や谷津田の保全等が重要視されている。

●県内各地域の取り組みや要望

タウンミーティング報告書には、生物多様性の保全・再生・利用に関する地域の取り組みや要望が報告されている。

- 千葉市緑区では、生物多様性・景観保全、里山振興を目的とした村田川源流域自然公園構想を実現するために、行政・企業の資金提供による共同プロジェクトをモデル事業として推進する。このプロジェクトに、経験豊かな民間の退職者を巻き込み、自然の調査・保全・復元の指導窓口を一本化し、土壌復旧・水脈調査・適正植生・樹木活用等の実験事業を行うとともに、地域の都市部と農業・里山を繋ぐ施策を研究する。地元主体のランドデザインに行政・専門家がアドバイスや支援していく方向で、民間が買い取った荒れ地を適切な森林に再生していくトラスト運動的な推進方法についても研究する。
- 神崎川の水循環の実態を調査し、湧水池、調整池、休耕田などをビオトープとして活かし、河川の水際を多自然型に再生していく。
- これからは、農業者と消費者が知恵を出し合い、協力していける信頼関係づくりが重要である。協力して地産地消に取り組み、「ちばエコ農業」の手続きをもっと簡素化する。生物多様性の県戦略の策定に農政部局が責任を持って関わっていくことが重要。
- 生物多様性の保全・再生・利用の推進には、行政と県民が基本的な情報を共有することが必要。千葉県行政は、例えば、印旛沼底土に蓄積された農薬起源の有害物質の東京湾への流失に関する調査、手賀沼での導水による利根川のヤマトシジミ等自然環境への影響調査、除草剤の功罪についての検証等を実施し、全県的な自然に関するデータベース構築する。
- 行政は、印旛沼周辺の水質浄化のために、プラスチック農業資材の回収システムの構築、水管理を司るモニタリングのネットワーク、水源地の産廃業者への土地の貸し出し・売却の制限などを行う。北千葉導水や大利根堰、印旛沼放水路化計画と生物多様性との関係についての情報の開示及び検討会を開催する。
- 化学物質過敏症の子どもが増加傾向にあり、本格的な疫学調査や化学物質に弱い人への対策が必要。千葉県行政は、まず県立学校や県営住宅から農薬の散布を取りやめ、一般にも農薬を使用しない庭づくりを推進する。県行政は農薬空散の実態を公表し、その影響調査・モニタリング等を実施して欲しい。行政の担当者は2~3年で異動し、空散の問題にしても責任が曖昧になるので、問題を継続的に受け止めるセンター機能とその専門的な人員確保が必要。
- 大網白里町の「十枝の森」を原生林として保全する。生物多様性を保全・再生するには、健康づくりや田園都市文化の創出の視点から、行政と住民が一体となって、森林浴や椎茸栽培など、生活に密着した里山づくりが必要になる。稲作農家の経営基盤の確立も重要で、農薬・除草剤の非効率的使用を改め、環境支払制度を導入する。

- 九十九里海岸の貝類、浜の植物の復活させるために、海岸植物の増殖のため土質改善、防風垣根を設置する。ウミガメをみんなで観察し保護する。九十九里海岸の砂浜の減少の原因調査も必要。更に、海岸・河川の定期的調査の実施と監視体制を構築していく必要があるが、同一行政内部の環境問題の認識に温度差があることが問題。
- 生物多様性の視点から環境評価の基準を確立できれば、谷津田はもっと評価される。土地改良による用水路のコンクリート化は動植物にとって大きな問題。水田用水路のつながりを復元し、河川改修に多自然工法を取り入れ、土水路に戻す対策が必要。
- 生物多様性を保全再生するには、ときには強制力も必要である。千葉県行政は、実効性のある「種の保存条例」、「新たな県立公園の指定」、「里山条例への改正」、「小規模開発計画アセス制度」、「森林・里山・谷津田の相続税対策」、「生物多様性保全条例」、「絶滅危惧種の取り扱いルール」等の研究を行い、その制度化を推進する。
- 生物多様性の保全・再生・活用を推進するには、各種データを評価し、生物多様性の保全・再生に活かすことができる生物多様性センターのような組織とそのための人材確保が重要。
- 各市町村の取り組みが重要。県は市町村の調査活動や仕組みづくり、行動計画づくりを積極的に支援する。また、知事と直結した生物多様性保全プロジェクトを立ち上げて、千葉県の姿勢を内外に示す。生物多様性関連の事業を毎年しっかり評価し、3～5年ごとに戦略を見直すなど、積極的な姿勢を印象づける。
- 香取地区に鴉（トキ）の住める環境を再生する。水田にフナや雑っこが戻ってくる稲づくり、栗山川及び香取地区の河川にサケの遡上に有効な魚道および観察できる孵化場づくり、コウノトリの楽園づくり、ミヤコタナゴの増殖施設づくり等を展開し、里山を再生していく。里山の絶滅危惧種を中心にモニタリング調査を行い、侵略的外来植物等を除草し、在来メダカやホタル等を保護する。
- エネルギー消費を減少させる具体的数値目標をつくる。
- 美しい北総の里山を世界の人々に紹介する。鉄道沿いの傾斜地に山桜を植えるなど、景観に配慮する。また、竹を有効活用し、竹を楽しみ、竹炭・竹酢液を水質・土壌改善や悪臭対策に利用する。サケの遡上、コノトリやハクチョウの飛来を学校や家庭で話題にし、住民の環境意識を高める。また、県立中央博物館大根分館で水辺生物を学べるようにする。山倉大神のサケ祭りの伝統を環境学習や「まちおこし」につなげる。
- 民間団体が生物多様性保全地域づくりに責任を持つ。自然保護団体と開発事業者との定期的な協議できる仕組みをつくる。市民によるきめ細かい環境モニタリング、保全整備等の活動を継続していく。行政・地元の身近な専門家との協議や日ごろからの関わりが重要。
- 環境問題を最優先し持続可能な発展ができる社会づくりが必要。行政と市民が協力し、子どものために環境破壊に対して「ノー」といえる社会づくりを推進する。遺伝子組み換え植物の交雑と食の安全の観点など、市民が環境問題についてもっと意識を持つことが重要。
- 学校教育現場や地域において環境教育の時間を増やす。そのために、環境教育を推進できる人材を育成する。里山保全など環境保全と連携した環境学習プログラムを作成し、農的な体験機会を拡大していく。学校教育のIT予算を環境学習に振り替え、環境教育推進のための基金・助成金制度を確立する。市民が地域の自然と関わるミニビジターセンターを学校等につくる。
- 県は、地球温暖化防止・生物多様性の保全に自治会・町内会や市町村行政を巻き込む。県に相談窓口を設置し、インターネット・メーリングリストで「つなぐ情報」をシステム化するなど、市民と連携して先導的な役割を担う。環境学習発表会と表彰の機会を設ける。

- 無農薬米の生産、水棲昆虫・鳥類の回帰、水田による印旛沼の浄化等を推進する。自然環境の復元と環境教育現場を一体化させていく。谷津田・里山の復元をマップ化する。
- 佐倉市の総合環境構想・計画を策定し、行政・市民が協働して実践する。定年を迎える市民や首都圏の自然愛好家が活動できる農作業の機具や学習会を充実させる。耕作放棄地は開発の名目で不法投棄が行われているので、谷津田・里山保全は理念や文章だけではなく、ある程度の私権の制限も必要。農薬散布をやめ、自然の力と人間の労力で谷津田・里山の循環型システムを保つことが大切。
- 天然記念物「三島の白樫」の保護のための資金援助が必要。ヒメコマツ保全のための県の関係機関の協力と予算化。盤洲干潟・小櫃川河口域の自然環境保全地域指定を切望する。
- イノシシが増えて、人間が住めなくなっている。狩猟免許取得条件の緩和、有害鳥獣駆除報償費の増額、捕獲檻の無償貸与、イノシシ等の食肉利用の処理施設の整備等、地元の有害鳥獣の駆除のための県や市町村等の援助が必要。
- 残土・産廃事業許可審査の厳正化と県外からの残土受け入れ制限の実施。残土・産廃事業に生物多様性や水質保全の事業計画を盛り込む条例を制定するなど、県は残土・産廃事業を適正に管理する。
- 小櫃川にアユが遡上できるように堰等の人工物の撤去や魚道の設置する一方で、生活排水の川への垂れ流しを規制する。川の源流・上流部で山砂を採取し、残土・産廃処分場ができ、三面コンクリート護岸になり、魚がいなくなったことが問題。
- 森林を適正に保全・管理していくために、県産材の需要拡大および間伐材の利用を促進する。また、保安林等を利用した健康増進や森林セラピーを推進する。
- 生物多様性の問題に今後も地域住民の声を聞く機会を設けるとともに、河川の上流部と下流部の住民が協力して、水源涵養地の源流部の森林を保全する。また、既にある環境保護関係の条例等が十分運用されているかの検証が大切。また、「環境憲章」を県の各施設に掲げる。
- 生物多様性保全と農林観光産業振興を両立させる。そのために、県は現状の組織の枠にとらわれない、生物多様性保全を実行できる組織体制を築く。
- 不法投棄の対策としての里山の整備・利用を促進する。また、生ゴミのバイオマス利用や堆肥化、廃食油の石けんやバイオディーゼルへの利用など、ゴミの資源化・減量化を推進する。
- 魚類の産卵場がなくなっている。多目的自然護岸の「作田川クリーンアップ」作戦を実施や水質モニターによる河川の定点監視を行う。冬水田んぼ、不耕起、無農薬、無化学肥料による谷津田の再生、河川改修の環境への配慮が当然の社会を目指す。
- 天然記念物成東・東金食虫植物群落の「ミュージアムパーク構想」の実現に向けて、追加指定地の自然を復元していく。今後は、県及び市町村の文化資産・自然資産の認定制度等の新たな仕組みづくりも重要。また、そうした文化資産・自然資産の現場に小中学校を連れ出して欲しい。行政は課の垣根を越えて施策を考えて欲しい。企業は利益の何パーセントかを環境保全と福祉活動に提供して欲しい。
- 地域固有種の保全の先進事例として北海道を学ぶ必要がある。環境ホルモンに汚染された魚や水生生物が多く、失われる自生地、生息地の水質浄化や環境保全が必要。
- 農業が元気になれば生物の多様性も守れる。谷津田・里山のように人の手によって守られてきた場所の対策が必要。県は、耕作放棄しなくてすむような代替作物を研究し、推奨する。稲の不耕起・通年湛水が生物多様性に有効だが一部の取り組みでしかない。無農薬・有機農法は循環型社会づくりに有効だが一部の取り組みでしかない。経済的裏付けのある自然との共生が必要であり、市民はもっと「農」と関わる必要がある。もっと自然にやさしい農林漁

業の再構築とその重要性をPRするべき。地域、社会の合意形成をタウンミーティングや地域文化力で築く必要がある。学校で農業を教え、地域環境調査や自然体験を学校教育の日常プログラムにして、「もったいない」の精神を伝えていく。

- 縮小分割化された生息地を地域単位、流域単位でつなげる必要がある。自然保護エリアを全県的に配置し、谷津田の保全とU字溝の見直しが必要となる。ブラックバス、ブルーギル、カミツキガメ、放置オウム等の移入種対策も必要。
- 市民が継続して環境問題に向き合い活動する場がない。財政的なフォローがない。学校の環境教育の財政基盤がない。学校は忙しすぎる。学校における指導者の養成が必要。県職員自ら環境教育を実践する。これからはコミュニティと学校の連携も重要。
- ガーデンシティとして都市と田園の魅力を備えたニュータウンをつくる。まちづくりには地域の生態系と調和させた地元の環境保全政策が必要。県行政の声が市行政に届いていない。もっと地域に根ざした環境保全の実践が重要。自転車道でつなぐ都市と里山。大量の不法投棄で里山環境が破壊されており、谷津田の荒廃によりサシバが減少している。里山のすばらしさを人々に知らせる必要がある。未来に残したい里山アンケートを実施して関心を高める。
- 県企業庁所有の土地を利用して里山を復元する。民間企業の社会貢献活動として、再生資金を負担する仕組みをつくる。
- 飲み水を守るために家庭雑排水及び農薬の川への流入対策が必要。街路樹の農薬散布が問題。
- 子どもたちが「自然と関わる知恵」を受け継ぐための実体験が必要。里山・里海で首都圏の学校の自然体験を受け入れ、交流する。学校教科書にも「千葉県の生物多様性」を入れる。
- 生物多様性を担保する農業の改革と後継者の育成。「生物多様性保全特区」をつくり県債を発行し環境を保全する。
- 里山・里地・里海が水田や河川でつながり互いに影響していることへの理解が必要。地域自然の全体を把握し、保全地区を選ぶ。海岸・河川・山林のゴミ対策も必要。
- スナメリウオッチングクルーズを通じた学習やまちおこし。海岸域を中心とした自然観察園構想を展開する。農林漁業の現場、加工品生産や生活の現場を見る新しい観光を模索し、農林漁業を中心とした体験・学習の場を広げる。漁業の活性化のための海の資源・自然の保護・育成の取り組みとその支援の輪を広げる。谷津田やそれを取り囲む森の生産物のブランド化を研究し、支援していく。
- 水産・農林、自然保護など、県の部課の連携を進めることが重要である。
- 人口が密集している東葛地域に環境講座等の市民向け拠点づくりが必要。県や市から自治会に環境の学習会の推進を要請し、開催を支援する。また、それらを環境カウンセラー・アドバイザーの活動機会づくりとする。
- 環境教育・環境学習を推進するには、学校の環境改善の取り組みが重要。リサイクル石けん等の学校での使用を推奨し、学校給食の紙パック牛乳をリサイクルビンに戻す。
- 農薬を使わないガーデンを提案していく。化学物質の危険性を知らせ、それらの使用を止める条例を制定する。東京湾の魚やアサリが安心して食べられるよう汚染している河川・沼をきれいにする。微生物土壌菌を活用して水をきれいにしていく。
- 景観・癒しの点からの里山・棚田を保全していく。棚田・里山・里海を活かした観光を振興させるなど、生業として生活できる取り組みが重要。有機農産物の直売所を増やす。

千葉県「環境づくりタウンミーティング」（2006年10月～12月，20回）で提出された課題

項 目	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10	T11	T12	T13	T14	T15	T16	T17	T18	T19	T20	頻度
農林水産																					
里山・谷津田・里海の保全	○				○	○	○	○	○	○		○	○			○		○		○	12
農林漁業の活性化支援		○			○	○			○		○		○				○	○		○	9
有機農業・無農薬農業の推進				○			○			○		○	○					○	○	○	8
林産資源・微生物・バイオマスの利用	○				○		○			○	○	○								○	7
農薬・空散等の化学物質の被害・不安			○	○	○	○										○					5
休耕地・放棄林の利用・復元	○	○					○	○		○											5
冬期湛水・不耕起栽培の促進			○				○					○	○								4
遺伝子組み換え作物の不安								○					○				○				3
野生生物の被害対策											○									○	2
自然保護																					
在来生物・絶滅危惧生物の保護・復活			○		○	○	○	○		○	○	○	○							○	10
自然環境の保護区等の拡大・充実	○				○	○	○	○			○	○	○					○			9
外来生物・移入生物対策			○				○	○			○		○			○					6
自然環境の復元・再生		○			○					○		○	○								5
水質・水辺																					
河川・湖沼・東京湾の水質保全・再生			○				○				○	○	○			○		○	○	○	9
河川海岸・水路等の水辺環境の改善		○			○	○		○				○	○					○	○	○	9
産廃・ゴミ投棄による地下水汚染			○		○							○			○	○				○	6
水源としての森林・谷津田の保全	○										○	○								○	4
教育・交流																					
自然体験と環境教育・学習の充実					○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○		12
学校や博物館とのかかわりの充実			○		○		○	○	○	○		○		○		○	○		○		11
観光や都市と農村の交流		○					○		○	○	○			○		○		○		○	9
企業からの支援と交流	○														○						2
行政・制度																					
環境行政の情報の蓄積・発信と共有	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	17
環境行政の専門性・継続性と支援窓口	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○			○				11
環境行政の監督・規制強化や条例制定					○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○		11
自然調査・モニタリングの体制・実施	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○							○		11
省エネ・ゴミ減量・地球温暖化対策			○				○	○	○	○			○		○	○		○	○		11
環境行政の人員・予算の充実	○			○		○			○		○	○	○	○			○				9

T.No	名 称	開催日	場 所	代 表 者
T1	緑の環	2006年10月22日	千葉市	奥山淳
T2	千葉環境づくりタウンミーティング	2006年10月27日	船橋市	加藤賢三
T3	タウンミーティング in 成田	2006年11月9日	成田市	荒尾稔
T4	農業空散反対千葉県ネットワーク	2006年11月19日	千葉市	井村弘子
T5	生物多様性保全について大網白里からの提案	2006年11月24日	大網白里町	田邊宏雄
T6	東葛・葛南地区生物多様性タウンミーティング	2006年11月25日	市川市	佐野郷美
T7	「千葉県の環境づくり」香取地区からの提案	2006年11月26日	佐原市	城之内健一
T8	千葉県「生物多様性ちば戦略」四街道姉妹ミーティング	2006年11月26日 12月10日	四街道市	任海正衛 市川清忠
T9	環境づくりタウンミーティング in ちば	2006年11月28日	千葉市	横山清美
T10	命のにぎわいと印旛沼	2006年12月2日	佐倉市	美島康男
T11	君津地域タウンミーティング	2006年12月4日	君津市	鈴木宗男
T12	環境・自然・里やまの山武市タウンミーティング	2006年12月9日	山武市	木下敬三
T13	環境タウンミーティングちば 第一分科会	2006年12月10日	千葉市	鈴木優子
T14	環境タウンミーティングちば 第二分科会	2006年12月10日	千葉市	中岡文恵
T15	環境タウンミーティングちば 第三分科会	2006年12月10日	千葉市	小西由希子
T16	北総里山タウンミーティング	2006年12月10日	印西市	長谷川雅美
T17	生物多様性ちば県戦略タウンミーティング	2006年12月12日	柏市	竹中真理子
T18	外房地区タウンミーティング	2006年12月16日	いすみ市	手塚幸夫
T19	環境学習タウンミーティング松戸	2006年12月17日	松戸市	中岡文恵
T20	わくわくする里づくりの実践	2006年12月17日	南房総市	土井元